

国・県・JA、最大3つの利子補給・ 利子助成で地域の農業経営をサポート!!



JAバンク滋賀

農業近代化資金2021

お使いみち

農業用施設・農業用機械(中古を含む、トラクター・田植え機・コンバインなど)・農業用トラックなど



金利イメージ

基準金利
年**1.60%**

滋賀県の利子補給
(1.30%)利用で
年**0.30%**

JAバンク利子補給などの
利用で

最大年 **0%**

利子補給・利子助成制度のしくみ

農業用施設や農業用機械の取得、長期運転資金など農業経営にかかる幅広い用途にご利用いただける制度資金です。また、条件によりJAバンクの利子補給(最大1.0%)の対象となれば、当初7年間は金利負担0%にてお借入いただけます。

《認定農業者等の場合》

条件によりJAバンクの利子補給の対象となれば金利負担0%にて借入可能

県の利子補給	国の利子助成	JAバンクの利子補給
1.30%	0.05~0.14%	0.16~0.25%
基準金利1.60%		

《その他の農業者の場合》

条件によりJAバンクの利子補給の対象となれば金利負担0%にて借入可能

県の利子補給	JAバンクの利子補給
1.30%	0.30%
基準金利1.60%	

※県の利子補給・国の利子助成は、融資枠の上限に達し次第終了します(JAバンクの利子補給も毎年12月末で見直しを行います)。
※利子補給・利子助成(法人は3,600万円が上限)の適用につきましては、お借入の条件などにより異なりますので、JA窓口でご確認ください。
※基準金利・利子補給率・利子助成率は、令和3年2月19日現在のものです。

ご返済の目安(試算)

お借入金額1,000万円あたりの支払利息・保証料(概算)

●借入期間7年 ●元金均等返済 ●利子補給・保証料助成を全て適用 ●無担保の場合	適用金利	年 0%	
基準金利	年 1.60%	総支払利息	0円
総支払利息	630,602円	保証料	(実質) 0円
保証料	66,987円	合計	0円
合計	697,589円	合計	0円
697,589円おトク!!			

応援
その①

年**1.30%**の県の利子補給!

基準金利 年1.60%を年0.30%に!
(認定農業者等は最大年0.14%の国の利子助成も!)

応援
その②

さらに**JAバンクの利子補給!**

当初お借入金額が100万円以上の場合、金利負担"なし"に!

応援
その③

保証料全額助成!

滋賀県農業信用基金協会保証・前取一括払いの場合、実質保証料負担"なし"に!



お問い合わせ・お申込みはお近くのJA窓口へ

JAレーク大津	TEL.077-525-8612
JA草津市	TEL.077-562-3194
JA栗東市	TEL.077-552-0534
JAおうみ富士	TEL.077-582-8867
JAこうか	TEL.0748-62-0382
JAグリーン近江	TEL.0748-25-5123

JA 滋賀蒲生町	TEL.0748-55-2858
JA 東能登川	TEL.0748-42-1345
JA 湖東	TEL.0749-45-0551
JA 東びわこ	TEL.0749-28-7812
JAレーク伊吹	TEL.0749-52-6527
JA 北びわこ	TEL.0749-78-2438

JA マキノ町	TEL.0740-27-1191
JA 今津町	TEL.0740-22-2571
JA 新旭町	TEL.0740-25-2626
JA 西びわこ	TEL.0740-32-0169

JAバンク 滋賀



滋賀県農業近代化資金 商品概要

(商品名)

- ◎農業近代化資金
 - ※本資金の取扱い金融機関は、滋賀県内JAのみです。
 - (お使いのみ)
 - ◎【建構築物等造成資金】①建構築物関係…農舎・畜舎・ハウス・果樹園・加工施設・集出荷施設などの取得・改良・造成などに必要な資金。②農機具等関係…トラクター・コンバイン・田植機・運搬用機械・加工用機械などの取得・改良などに必要な資金(中古を含む)
 - ◎【果樹等植栽育成資金】果樹・茶などの植栽・育成に必要な資金
 - ◎【家畜購入育成資金】家畜の購入・育成に必要な資金
 - ◎【小土地改良資金】事業費1,800万円以内の農地などの改良・造成などに必要な資金
 - ◎【長期運転資金】農業経営の改善に必要な以下の運転資金で、お借入時に資金使途が明確であることなど、他にも一定の要件があります。
 - ①農地・採草放牧地の賃借などに必要な資金(農地などの取得費用は対象外)
 - ②農機具などの賃借に必要な資金
 - ※ただし③～⑤の資金使途は、認定農業者・集落営農組織などに限ります。
 - ③農業用施設の賃借に必要な資金
 - ④農業の技術・経営方法を習得するための研修に必要な資金
 - ⑤品種の転換を行うのに必要な資金
 - ⑥新たな農産加工品などの調査・開発などに必要な資金
 - ⑦営農機・商標などの取得や研究開発などに必要な資金
 - ⑧農業経営を法人化するためなどに必要な資金
 - ⑨農業費その他の必要な資金
 - ◎【大臣特認資金】知事などが認めた給排水施設・農家住宅・水田を利用した養殖施設などの取得・改良・造成に必要な資金
- (ご利用いただける方)
 - ◎組合員の方(個人・法人・任意団体など)
 - ◎滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方
 - ◎滋賀県内に住所を有する農業を営む方
 - ◎下記のうちいずれかを満たす農業者の方
 - 認定農業者 ●認定新規就農者 ●主業農業者(個人で農業所得(法人は売上高)が総所得の過半を占めていること、または個人で農業組

- 収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)あることなど一定の条件を満たす農業者)
 - ※60歳以上の方は、後継者が農業に従事していることなどが要件となります。
 - 決算2期末未済などの農業参入法人 ●集落営農組織 ●農業を営む任意団体など
- (ご融資金額)
 - ◎個人:20万円以上1,800万円以内
 - ◎法人・集落営農組織・農業を営む任意団体など:20万円以上2億円以内
 - ◎決算2期末未済などの農業参入法人:20万円以上1億5,000万円以内
 - ※ご融資金額は、すでにお借入されている農業近代化資金の残高を含みます。
 - ※融資率は、事業費の原則80%以内ですが、認定農業者・集落営農組織などは大臣特認資金を除き事業費の100%以内となります。
- (ご融資期間)

お使いのみ	認定農業者	その他の農業者	認定新規就農者
	ご融資期間	うち据置期間	ご融資期間
原則	15年以内	7年以内	15年以内
果樹等植栽育成資金を含む場合	15年以内	7年以内	15年以内
農機具等のみ	7年以内	2年以内	7年以内
家畜購入育成資金のみ	7年以内	2年以内	7年以内
小土地改良資金を含む場合	15年以内	7年以内	15年以内

- する国の利子助成が受けられます。
- ◎市中金利の変化などにより、基準金利・利子補給率・利子助成率は変動する場合があります。
- (ご返済方法)
 - ◎年1回(原則として毎年12月15日)、元金均等返済(千円単位・端数は初回返済時に加算)
- (担保・保証)
 - ◎滋賀県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また、前取一括保証料の場合は、JAバンク滋賀農業資金保証料助成がご利用いただけます。
 - ◎保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。(手数料)
 - ◎JA所定の手数料が必要となる場合があります。
 - (お申込み時の留意点)
 - ◎JA・行政等の審査が必要となるため、お申込みから融資決定まで1~2ヶ月ほどの期間が必要となる場合があります。また、融資決定から原則3ヶ月以内の融資実行となります。
 - ◎融資決定前の事前着工や事業完了後のお申込みは原則できません。
 - ◎県の利子補給・国の利子助成は、融資枠の上限に達し次第終了します。また、JAバンクの利子補給も毎年12月末まで見直しを行いますので、利子補給が受けられない場合がございます。
 - (その他)
 - ◎ご融資金額が500万円以下の場合で、所定の条件を満たす方は、クイック融資をご利用いただける場合があります。
 - ◎JA・行政等の審査結果によっては、お客様のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎詳しくは滋賀県のホームページをご覧ください。関係機関(滋賀県農政課(TEL.077-528-3813)・各農業農村振興事務所の農産普及課、各市町の農政担当課)や最寄りのJA等にご相談ください。
 - ※令和3年2月19日現在

※事業規模や期間年数などによっては、期間上限でのお借入はできない場合がございます。

(ご融資金利)

- ◎当初借入金額100万円以上(JAバンクの利子補給の対象)の場合、当初7年間:年0%、8年以降:年0.30%
- ◎当初借入金額100万円未満(JAバンクの利子補給の対象外)の場合、年0.30%
- ◎認定農業者等は、申請により別途(公財)農林水産長期金融協会が実施

主な必要書類

	書類名	建構築物造成資金		果樹等植栽育成資金	家畜購入育成資金	小土地改良資金	長期運転資金	大臣特認資金
		建構築物関係	農機具等関係					
①相談時	◎行政申込関係	農業経営改善資金(前向き制度資金)借入申込希望書(長期資金)兼 個人情報取扱に関する同意書	▲別紙1	○	○	○	○	○
	個人・法人	経営改善資金計画書 ※	▲別紙2の(1)or(2)	○	○	○	○	○
		認定農業者 農業経営改善計画書(写) ※2	☆	○	○	○	○	○
		認定新規就農者 農業経営改善計画認定通知書(写) ※2	☆	○	○	○	○	○
	法人・団体	青年等就農計画書(写) ※3	☆	○	○	○	○	○
		青年等就農計画認定書(写) ※3	☆	○	○	○	○	○
		借入申込書(正副3部)	■様式第2号	○	○	○	○	○
	法人・団体	債務保証委託申込書(正副3部)	■様式第3号	○	○	○	○	○
		法人・団体の概要(正副3部) ※1	■様式第4号	○	○	○	○	○
		中古農機具導入明細書	■様式第5号	-	△	-	-	-
	(「農業経営改善関係資金基本要綱」(第3)及び「滋賀県農業近代化資金事務取扱要領」(第9)より)	樹園地の内訳書、育成資金借入計画内訳書、花木計画書	■様式第6・7・8号	-	-	○	○	○
		試算表またはこれに準ずるもの(写) [正副3部] ※1	☆	○	○	○	○	○
		決算書、業務報告書またはこれに準ずるもの(写) [正副3部] ※1	☆	○	○	○	○	○
		定款、規約またはこれに準ずるもの(写) [正副3部] ※1	☆	○	○	○	○	○
		収支予算書、議事録その他事業ごとに必要とする書類(写) [正副3部] ※1	☆	○	○	○	○	○
見積書、設計図(立、側、平面図、付近見取図)、建築確認通知書、配置図(畜舎のみ必要)(写)		☆	○	-	-	-	-	
見積書、カタログ(写)		☆	-	○	-	-	-	
JA申込関係	見積書、設計図(写)	☆	-	○	-	-	-	
	見積書、家畜の内訳書(写)	☆	-	-	○	-	-	
	見積書、設計図(構造様式図)	☆	-	-	-	○	-	
	見積書、設計図(養鶏関係は不要)、その他の必要書類(写)	☆	-	-	-	-	○	
	借入申込書(兼債務保証委託申込書)	★	○	○	○	○	○	
	個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書(両面印刷のもの)	★	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	
	所得証明	確定申告書+付票(写)又は決算書(写)	☆直近3年分	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)
		納税証明書(その2) [発行より3ヶ月以内]	☆直近分	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)
		納税証明書(その3の2) [発行より3ヶ月以内]	☆前年分	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)
		源泉徴収票(印字)	☆前年分	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)
本人確認	公的所得証明書(写) [発行より3ヶ月以内]	☆	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	○(※4, ※5)	
	給与明細書(写) (勤続1年未済の場合)	☆	○	○	○	○	○	
	法人・団体 決算書(写)等 ※1 事業計画書(写) ※1	☆直近3年分	○	○	○	○	○	
資金使途関係	個人 運転免許証(写)	☆	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	○(※4, ※5, ※6)	
	登記事項証明書(商業登記簿謄本) [発行より3ヶ月以内] ※1	☆	○	○	○	○	○	
	定款、規約またはこれに準ずるもの(写) ※1	☆	○	○	○	○	○	
	議事録(写) ※1	☆	○	○	○	○	○	
	契約書(写)	☆	△	△	△	△	△	
	見積書(写)等	☆	△	△	△	△	△	
	登記簿謄本(写)または登記事項証明書(写) [発行より3ヶ月以内]	☆	○	-	-	-	△	
その他	計画図面(写)	☆	○	-	-	-	△	
	建築確認申請書(写)もしくは建築確認済証(写)	☆	○	-	-	-	△	
	住宅地図(写)	☆	○	-	-	-	△	
	その他JA・行政等の審査に必要な書類	☆	○	○	○	○	○	
他金融機関償還予定表(写)	☆	△ ※7	△ ※7	△ ※7	△ ※7	△ ※7		

○:必須、△:必要に応じて

※1:法人および任意団体の場合のみ、※2:認定農業者の場合のみ、※3:認定新規就農者の場合のみ

[借入申込者以外の方の必要書類] ※4:連帯借務者、※5:連帯保証人(所得合算有)、※6:連帯保証人(所得合算無)、※7:既存借入金がある場合

<様式> ▲:農業経営改善関係資金基本要綱、■:滋賀県農業近代化資金事務取扱要領、★:JA所定、☆:借入申込者が用意

*1 経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導が必要な場合は、関係機関(各農業農村振興事務所の農産普及課、各市町の農政担当課)や最寄りのJA等にご相談ください。